

○芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付要綱

令和3年3月1日

告示第12号

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付要綱(平成21年芝山町告示第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、グループホーム等に入居している障害者が負担する家賃の一部について、予算の範囲内で助成金を交付することにより、当該障害者の経済的な負担を軽減し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) グループホーム等 法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設、千葉県知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱(昭和61年7月1日障第158号。以下「生活ホーム運営要綱」という。)に基づく知的障害者生活ホーム(以下「生活ホーム」という。)及び千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱(平成15年3月17日障第1108号。以下「ふれあいホーム運営要綱」という。)に基づく精神障害者ふれあいホーム(以下「ふれあいホーム」という。)をいう。
- (3) 家賃 敷金、礼金、保証金、管理費、共益費等の諸費用を除いた入居に係る賃料をいう。
- (4) 特定障害者特別給付費 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、グループホーム等に入居している障害者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、グループホーム等の入居が一時的かつ体験的なものである場合を除く。

(1) 本町から法第22条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者又は生活ホーム運営要綱第10条の規定若しくはふれあいホーム運営要綱第11条の規定により町長の承認を受けて入居している者であること。

(2) 市町村民税非課税世帯に属する者であること。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、グループホーム等に入居している者が負担する家賃とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象経費の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、月額2万5,000円を限度とする。ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、対象経費から当該特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1に相当する額とし、月額2万円を限度とする。

2 前項の助成金の額は、1箇月を単位として決定するものとする。

3 月途中の入居又は退去等により1箇月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付申請書(別記第1号様式)にグループホーム等の入居に係る賃貸借契約を証する書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。当該申請は、それ以降毎年度行うものとし、年度

の途中において新たに申請する場合を除き、毎年度4月末日までに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、生活ホーム又はふれあいホームに入居している申請者については、収入額(申請月が1～6月の場合は前々年の収入、7月以降の場合は前年の収入)及び預貯金額等を確認することができる書類を併せて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条第1項の申請の内容に変更が生じたときは、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金変更交付申請書(別記第3号様式)にその事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金変更交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(交付対象期間)

第10条 助成金の交付対象期間は、第6条第1項の規定による申請のあった日の属する月(入居日が申請のあった日の属する月以降の場合は、入居日の属する月)から最初の3月末日まで又は第12条の規定による受給資格を喪失した日の属する月までとする。

(交付の請求等)

第11条 助成金を交付する月(以下「支給月」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月とする。

- (1) 4月から6月までに係る分 7月
- (2) 7月から9月までに係る分 10月
- (3) 10月から12月までに係る分 1月
- (4) 1月から3月までに係る分 4月

2 交付決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、支給月の10日までに、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付請求書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該請求に係る家賃の領収書の写し
- (2) 振込先金融機関口座申出書(別記第6号様式)
- (3) 交付決定者が指定する振込先金融機関口座確認書類(通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等で金融機関、口座番号、口座名義人のカナ氏名等が分かるもの)の写し

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、支給月の末日までに口座振替により交付決定者に助成金を交付するものとする。

(受給資格の喪失)

第12条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。この場合において、当該交付決定者又はこれに代わる者は、速やかに芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金受給資格喪失届(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) グループホーム等を退去したとき。
- (3) 第3条に規定する者でなくなったとき(前2号に該当する場合を除く。)

(返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付申請書

年 月 日

芝山町長 様

住所

申請者 氏名 ㊦

電話番号

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

助成対象者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名		性別	男・女
	障害福祉サービス受給者証番号			
居住地	〒	電話番号		
グループホーム等の内容	区分	グループホーム・生活ホーム・ふれあいホーム		
	名称			
	所在地	〒		
	家賃	月額	円	
申請額	月額	円		

備考

- 1 グループホーム等の入居に係る賃貸借契約を証する書類(賃貸借契約書等)の写しを添付してください。
- 2 生活ホーム又はふれあいホーム入居者については、収入額(申請月が1~6月の場合は前々年の収入、7月以降の場合は前年の収入)及び預貯金等を確認することができる書類を添付してください。

別記第2号様式(第7条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付決定(却下)通知書

芝 指令第 号
年 月 日

様

芝山町長



年 月 日付けで申請のあった芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

助成対象者氏名	
<input type="checkbox"/> 決定 助成額 月額 円 助成対象期間 年 月分から 年 月分まで	
<input type="checkbox"/> 却下 理由	

※ 助成金の請求をするときは、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付請求書を対象月分の家賃の領収書の写しを添付の上、支給月の10日までに福祉保健課へ提出してください。

対象月	支給月
4月・5月・6月	7月
7月・8月・9月	10月
10月・11月・12月	1月
1月・2月・3月	4月

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、芝山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、芝山町を被告として(訴訟において芝山町を代表する者は、芝山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第3号様式(第8条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金変更交付申請書

年 月 日

芝山町長 様

住所

届出者 氏名 ㊦

電話番号

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

変更事由	項 目		変更前		変更後	
	助成対象者	氏名				
居住地		〒			〒	
グループホーム等の内容	区分					
	名称					
	所在地	〒			〒	
	家賃	月額	円	月額	円	円
申請額		月額	円	月額	円	円

備考

変更の事実を証する書類を添付してください。

別記第4号様式(第9条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金変更交付決定(却下)通知書

芝 指令第 号
年 月 日

様

芝山町長



年 月 日付けで変更申請のあった芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

助成対象者氏名	
<input type="checkbox"/> 決定 助成額 月額 円 助成変更時期 年 月分から 年 月分まで	
<input type="checkbox"/> 却下 理由	

※ 助成金の請求をするときは、芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付請求書を対象月分の家賃の領収書の写しを添付の上、支給月の10日までに福祉保健課へ提出してください。

対象月	支給月
4月・5月・6月	7月
7月・8月・9月	10月
10月・11月・12月	1月
1月・2月・3月	4月

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、芝山町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、芝山町を被告として(訴訟において芝山町を代表する者は、芝山町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第5号様式(第11条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付請求書

年 月 日

芝山町長 様

住所

請求者 氏名 ㊦

電話番号

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり助成金の交付を請求します。

請求額	円	
内 訳		
対象月	支払家賃	助成対象額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円

備考

- 1 当該請求に係る家賃の領収書の写しを添付してください。
- 2 振込先金融機関口座申出書を添付してください。
- 3 指定する振込先金融機関口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）の写しを添付してください。

別記第6号様式（第11条関係）

振込先金融機関口座申出書

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金の交付については、
次の口座に口座振込をしてください。

口座 振込 依頼 欄	銀行	本店	種目	口座番号					
	信用金庫	支店	1. 普通預金						
	信用組合	出張所	2. 当座預金						
	農業協同組合	支所	3. その他						
	フリガナ								
	口座名義人								

年 月 日

住 所

氏 名



電話番号

芝山町会計管理者 様

別記第7号様式(第12条関係)

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金受給資格喪失届

年 月 日

芝山町長 様

住所

届出者 氏名 ㊦

交付決定者との関係

電話番号

芝山町障害者グループホーム等入居者家賃助成金の受給資格を喪失したので、次のとおり届け出ます。

交 付 決 定 者	氏名	
	生年月日	
	障害福祉サービス受給者証番号	
事 由	1 死亡 2 グループホーム等を退去 3 その他()	
事由発生年月日	年 月 日	

別記第1号様式(第6条関係)

別記第2号様式(第7条関係)

別記第3号様式(第8条関係)

別記第4号様式(第9条関係)

別記第5号様式(第11条関係)

別記第6号様式(第11条関係)

別記第7号様式(第12条関係)